

安全のしおり

令和6年1月1日

通算第338号

安全・適正就業委員会

【安全は 無理せず焦らず 油断せず】・【高齢者 自信過剰は 事故のもと】

■ 賠償責任事故について

当センターはシルバー人材センター賠償責任保険に加入しており、会員さんが就業中に物を壊したり、人を傷つけたりした場合、基本的には保険の対象となります。(限度額1億円他)。

●しかし、全ての事故が保険の対象になるとは限りません。

●また、損害賠償責任事故を起こした際、内容によっては、その損害賠償金を会員さんが負担することもあります。

当センターの会員の中でも一人で数回も物を壊している会員がいます。皆さん十分にお気を付けてください。

■ 刈り払い機における損害賠償責任事故について

刈り払い機における損害賠償責任事故は、全国のシルバー人材センターでも最も多い事故です。当センターでも必ず毎年発生しています。十分に対策してください。

【刈り払い機の正しい使い方】

1. 必ず取扱説明書を読むこと。
2. 作業に適した作業服・保護具を使うこと。
3. 作業前に各部の点検をすること。
4. 肩掛けバンドやハンドルを作業しやすい位置に調整すること。
5. あらかじめ作業現場の異物・障害物と取り除いておくこと。
6. 作業中は15m以内に人を近づけないこと。
7. 刈り払い作業中の作業者に近づく時は前方から合図すること。
8. 防護ネットの使用の徹底すること。
9. お客様の車等は、遠くに移動してもらうこと。
10. お子様の目に飛び石が入ると失明する可能性があります。気をつけること。
11. 建造物(門柱、塀、雨どい等の工作物)から約30センチは手作業で除草作業をすること。